

# 従足利將軍鷲見氏代々江感状写

(長善寺文書の翻刻)

## 一 美濃国鷲見郷相傳次第

武蔵権守 郡上太郎法名寶仲 同三郎法名寶佛  
○頼保 重保 家保

同太郎 保吉  
同藤三郎 彦三郎 藤三郎 同中務少輔論入  
諸保 長保 忠保 加々丸

康安二十七年死去  
同藤三郎 保憲

同中務彦五郎 同中務彦六  
氏保 行保

郡上郡目城居住之仁者

東下聰權守  
玉井三郎  
鷲見藤三郎

目城とは  
阿千葉城(森弘美文書)または  
千葉目城、剣目城  
鷲見城(鷲見度保文書)霞の城  
いづれも「郡上郡鷲見郷御領  
地嗣家譜」

# 足利將軍より鷲見氏代々え感状写

(読み下し文。意味の説明や補足は( )で)

## 一 美濃国鷲見郷相伝次第

武蔵権守 郡上太郎法名寶仲 郡上三郎法名寶佛  
○頼保 重保 家保

同(郡上)太郎 保吉  
同藤三郎 彦三郎 藤三郎 同中務少輔論入  
諸保 長保 忠保 加々丸

康安二年十月七日(一三六二)死去  
同藤三郎 保憲

同中務彦五郎 同中務彦六  
氏保 行保

郡上郡目城居住の仁は

東下総權守  
玉井三郎  
鷲見藤三郎

① 守護所下

藤原

鷲見郷下司字郡上三郎 間事

家保

右件之家保、今月四日可申賜武藏守殿御消息云、郡上三郎、今度自鎌倉奉付御共、令上洛之上件郷相傳之由云々、早相尋次第證文、可令安堵之由、蒙仰之間、深重證文明白也、仍可令安堵之由、下知如件、

承久三年七月日

守護所源 御書判

②

美濃国御家人鷲見三郎入道

寶仏諸大番役事、於んわ安吉分ヨリ

七月一日至八月十五日、三かわ諸安分ヨリ

八月十六日至九月朔日、於

大門二条西土門被抽仕候、仍執達

如件、

弘安八年十月四日

左衛門丞 書判

沙彌

左衛門

同

同

① 守護所下

くだし

鷲見郷下司字郡上三郎 藤原 家保 間事 (尋事)

右件之家保、今月四日、武藏守(北条時房)殿御消息に申賜うべく云、郡上三郎、今度鎌倉より御供附け奉り、上洛せしむの上、件ノ郷相伝ノ由云々、早證文相尋ね次第安堵せしむべくの由、仰せを蒙るの間、深重の証文明白なり。仍安堵せしむべくの由、下知如件。

承久三年七月日(二二二二)

守護所源 御書判 (土岐光行)

②

美濃国御家人鷲見三郎入道寶仏(家保)、

諸大番役事(おわり)、安(保)吉分、七月一日より至八月十五日、三かわ(カ

月)諸安(保)分八月十六日ヨリ至九月一日、(家譜には三十日)

内裏二条西土門に於いて 抽仕られ候、仍て執達件の如し。

弘安八年十月四日

左衛門丞 書判 (土岐光行)

沙彌

左衛門

同

同

(二二八五)

③

美濃国御家人郡上郡鷲見

藤三郎忠保下賜 令旨之間、

五月八日馳参、九日近江國於馬場

前山依、致合戦ヤレ不見若党森六郎

忠重討死、同舍弟七郎重信

被疵左膝被射之条、御実檢之上ハ意ヤレ不見令力

賜御判、可備後證之龜鏡候、以

此旨可有御被露候、恐惶謹言、

元弘三年五月十二日藤原忠保上

進上 御奉行所 御書判

見及了

③

美濃国御家人郡上郡鷲見藤三郎忠保、

旨をして下し賜うの間、五月八日馳参ハせさんじ、九日近江国前山さきやまより馬場ばんばに於い

て、合戦致すに依つて（見えみず）若党森六郎忠重討死、同舍弟七郎重信しやてい疵を

被るこうむ（左膝、射られる）の条、御実檢の上は意（見えみず。令か）御判を賜り

（せしめ）、後證ごしやうの龜鏡きまやうに備うべく候。

此旨を以て御被露有るべく候、恐惶謹言。

元弘三年（一一三三）五月十二日 藤原忠保上あげる

進上 御奉行所 御書判

見及了

④

美濃国御家人郡上郡鷲見

藤三郎忠泰、五月廿七日令馳参候、

以此旨、可有御被露候、恐惶謹言、

元弘三年六月一日 藤原忠泰上

進上 御奉行所

承了 御書判

④

美濃国御家人郡上郡鷲見藤三郎忠泰（保）

五月二十七日馳参はせさんじ令候、

此旨を以て御被露有るべく候、恐惶謹言。

元弘三年（一一三三）六月一日 藤原忠泰上ただやす

進上 御奉行所

承了 御書判（足利尊氏）

⑤ 着到

美濃國郡上郡御家人鷺見

藤三郎忠保代鷺見孫八常良

申、右着到如件、

建武三年六月廿三日

一見了

御書判

⑤ 着到（到着したと申し出る）

美濃國郡上郡御家人鷺見藤三郎忠保

かわつて 代 鷺見孫八常良申す、

右着到、件くだんの如ごとし。

建武三年（一三三六）六月二十三日

一見了

御書判（土岐頼遠）

⑥

美濃國郡上郡御家人鷺見

藤三郎忠保、馳参洲俣、

土岐左近藏人殿属御手、今月

十四日森山合戦、同十六日宇治馳向

候畢、同十七日十八日十九日西阪本

中尾致合戦忠節候畢、然者、為

後證、下賜御一見状、増弓箭勇、

言上如件、

建武三年六月廿五日

進上 御奉行所

一見了

御書判

⑥

美濃國郡上郡御家人鷺見藤三郎忠保、

すのまた 洲俣はせさんニ馳参はせさんじ、土岐左近藏人（頼遠）殿おんての御手に属し、今月十四日森山（近

江）に合戦し、同十六日宇治に馳向はせむかい候畢、同十七日、十八日、十九日、

西阪本中尾に合戦、忠節致いたし候畢、然しかれば、後證のちのあかしの為に御一見の状を下

し賜たまい、弓箭きゅうせん（矢）の勇ゆうを増し、言上ごんじょう件くだんの如ごとし。

建武三年（一三三六）六月二十五日

進上 御奉行所

一見了

御書判（土岐頼遠）

⑦

美濃國郡上郡御家人鷺見  
藤三郎忠保申、去晦日馳向二  
条大宮、属御手、至五条大宮竹  
田、追懸御敵、抽随分軍忠畢、  
然者、早賜御證判、為備向後之  
龜鏡、粗所勤如件、

建武三年七月三日

進上 御奉行所

一見了

御書判

⑦

美濃國郡上郡御家人鷺見藤三郎忠保申、  
去晦日、二条大宮に馳向い、御手に属し、  
五条大宮竹田に至り、御敵を追懸、随分軍忠  
抽でて畢、然者、早く御證判  
を賜り、向後の龜鏡（手本）に備える為に相勤める所、  
件如。

建武三年（一三三六）七月三日

進上 御奉行所

一見了 御書判（土岐頼遠）

⑧

美濃國藤三郎忠保事、  
今月十日當國於関・迫・北野馳  
向、御敵尾崎宮致合戦忠、討  
留数輩御敵候畢、此条東  
中務丞殿并土岐左兵衛藏入殿  
代出雲公相共、致合戦候之上者、  
所見分明候歟、然為後證、欲賜  
御一見状候、仍如件、

建武三年八月十日

御奉行所

承了

御書判

⑧

美濃國藤三郎忠保事  
今月十日當國関、迫、北野に於いて、馳向い、  
御敵尾崎宮（と）合戦致しの忠、数輩の御敵討留候畢、  
此条、東中務丞殿（常頭）并に、土岐左兵衛藏人（頼遠）殿代出雲公、  
相共に合戦致し候の上は、見分の所明候歟。  
然れば後證の為に御一見の状を賜らんことを欲し候。  
仍件の如し。

建武三年（一三三六）八月十日

御奉行所

承了

御書判（土岐頼遠）

⑨ 驚見藤三郎忠保申、今月十三日  
馳向八代城、致合戦忠之處、一族  
孫四郎被疵左頸骨射疵、若党  
弥三郎被疵左足就是等之子細、  
同時合戦之間、東中務丞・土岐  
左兵衛藏人殿代出雲公令見  
知畢、見參上、同時御合戦間、  
不及子細候、且給御證判、為備後  
日龜鏡、言上如件、

建武三年八月日 藤原忠保  
進上

御奉行所

承了 御書判

⑩ 驚見藤三郎忠保申、今月三日  
馳參城田、属飛驒殿御手、同  
廿四日馳向八代城、打入城内、令致  
軍忠、頸一打取、一族林孫三郎  
被疵右手尋之疵頸、當日被遂  
御實檢畢、是等次第東中務丞・  
佐竹太夫同時令合戦、令見知者也、  
且給御證判、為備後日龜鏡、言上如件、

建武三年九月廿六日 藤原忠保  
進上 御奉行所  
承了

⑨ 驚見藤三郎忠保申す、今月十三日  
八代城に馳せ向かい、合戦致し、忠之處、一族孫四郎被疵左頸骨射疵、若  
党弥三郎被疵左足、就いては是等之子細同時に合戦の間、東中務丞、土  
岐左兵衛藏人殿代出雲公令見知畢。見參の上、同時に御合戦の間、子細及  
ず候。且御證判給わり、後日の龜鏡に備える為に言上件の如し。

建武三年（一三三六）八月日 藤原忠保  
進上

御奉行所

承了 御書判

⑩ 驚見藤三郎忠保申、今月三日  
城田に馳參じ、肥田殿（土岐氏の）御手に属し、同二十四日、八代城に馳向、  
城内に打入、軍忠致令。頸一打取。一族林孫三郎右手に疵被、尋ねの疵頸  
は、当日御実檢遂げられ畢。  
是等の次第、東中務丞（時常）、佐竹太夫（上有知莊佐竹次郎三郎義基）同  
時に合戦見知令者也。且御證判給い、後日の龜鏡に備える為に、言上件  
の如し。

建武三年（一三三六）九月二十六日 藤原忠保  
進上 御奉行所  
承了

⑪ 切紙

師直・師泰誅伐之事、  
早馳参御方、可被  
軍忠之状如件、

觀應元年十一月三日 御書判  
鷺見藤四郎殿

⑫ 切紙

師直・師泰誅伐之事、  
於濃洲致忠節之由、  
尤以神妙弥、可勵戰功  
之状、如件、

觀應二年二月十五日 御書判  
鷺見藤四郎左衛門殿

⑬

高倉禪門没落北国分、  
早可致忠節了如件、

觀應二年八月十二日 御書判  
鷺見加賀殿

⑪ 切紙きりがみ

こうのもろなお 高師直、師泰、誅伐の事  
はやおんかた 早御方へ馳参じ軍忠せらるべきの状、  
くだんのごとし 如件。

觀應元年（一三五〇）十一月三日 御書判（足利直義）  
鷺見藤四郎殿（保憲）

⑫ 切紙

師直、師泰、誅伐之事  
のうしゅう 濃洲（美濃）に於いて忠節致されし由、  
もつとも 尤神妙をもつて弥、戦功勵べくの状、  
くだんのごとし 如件。

觀應二年（一三五二）二月十五日 御書判（足利直義）  
鷺見藤四郎左衛門尉（保憲）殿

⑬

ぜんもん 高倉禪門（足利直義）没落北国分（北国に没落しおわんぬ）  
はや 早忠節致すべくよつて 如件。  
くだんのごとし

觀應二年（一三五二）八月十二日 御書判（足利尊氏）  
鷺見加賀殿（加賀丸）

⑭

嗽訴輩誅伐事、早

属甚河参川三郎入道

成圓手、可致軍忠之状如件、

觀應二年八月廿六日 御判

驚見四郎左衛門慰殿

⑮驚見加賀丸軍忠事

属当御手三月廿六日尾州大山寺

合戦御敵追落候、同廿九日熱田

宮口合戦捨身命、致忠節之条、

大将御見知之上者、賜御證判、彌

為致忠節言上如件、

觀應三年四月日

承了 御書判

⑯

驚見加々丸申軍忠事

去年九月廿一日属御手、押寄伊

岐津志城、及種々合戦訖、而當年

三月十日同属御手、於在々所々、焼

佛御敵館畢、自其以来雖為

片時、不奉離御手、於致昼夜堅

固之處、六月十六日吉良治部太夫殿・

⑭

(直義軍勢催促状)

嗽訴輩誅伐の事、早、甚河、参川三郎入道成圓の手に属し、軍忠

致すべくの状、件の如し。

觀應二年(一三五二)八月二十六日 御判

驚見四郎左衛門慰殿(保憲)

⑮

驚見加賀丸軍忠事

当御手に属し、三月二十六日、尾州(尾張)大山寺合戦に御敵追落し候、同

二十九日熱田宮口合戦、身命を捨て忠節致すの条、大将御見知の上は、

御證判を賜り、彌忠節致し為すこと言上件の如し。

觀應三年(一三五二)四月日

承了 御書判(土岐頼康)

⑯

驚見加々丸申軍忠事

去年九月二十一日、御手に属し、伊岐津志城へ押寄せ、及種々合戦に訖、

而當年三月十日、同じく御手に属し在々所々に於いて、御敵館を焼き佛

畢。其れより以来、片時と為すと雖御手を離れ奉らず、昼夜堅固に

致すの處に於いて、六月十六日、吉良治部太夫(貞家)殿、

石堂殿・原・蜂屋・宇津宮・参川三郎  
以下之輩、大勢寄来之時、馳向長森  
追懸御敵、至郡戸追落之条御  
見知之上者、賜御證判、為 備  
向後龜鏡、粗言上如件、

觀應三年七月廿五日

承了 御書判

⑰ 此重保ハ、相傳之御家人  
故、不代時一之入見參、朝夕  
御勞二て候、安堵了、小嶋慥妨  
甚不穩便

由候、

左候故

郡上太郎重保重申状如此、  
停止小嶋三郎慥妨、慥可令  
安堵之旨、先度下知了、而猶  
不承引候ハ、何様事哉、早糺廻  
損也、如本可令安堵其身之由  
申令下知、仰之状如件、

三月十五日

後書判

遠江守殿

石塔頼房殿、原、蜂屋、宇津宮、参川三郎、以下の輩大勢寄来之時、長森  
へ馳向い、御敵を追懸け、郡戸(海津町か)にまで追落しの条、御見知の上  
は御證判を賜り 向後の為に龜鏡に備え、粗言上件の如し。

觀應三年(一三五三)七月二十五日

承了 御書判

⑰ (袖書) (鎌倉下知状)

此の重保ハ相傳之御家人故、時一不代の入見參、朝夕の御勞にて候、安堵了、  
小嶋慥妨 甚不穩便せし左候故

(本文)

郡上太郎重保、重ねて申すの状、此の如き、小嶋三郎慥妨停止、慥かに安堵  
令可之旨、先度下知し了、而して猶不承引候は何様事哉、早(返)損を  
糺也。本の如く其身安堵令可之由、下知令申す、仰の状件の如し。

三月十五日

後書判

遠江守殿(北条時政)

『時政による関東下知状は遠江守任命一二〇〇〜畠山重忠の乱一二〇五の  
執権時代に限られる。』

⑱ 驚見加々丸申軍忠事、伊勢國御向之時属御手、於阿坂城、同中村口御合戦之時、捨身命致忠節条、御見知之上者、賜御證判候弥、抽忠勤言上如件、

文和元年十月廿三日

承了 御書判

⑲ 康行御退治事、馳向在所、可致忠節之状、依仰執達如件、

明德元年閏三月六日左衛門佐判

驚見中務少輔入道殿

⑳ 御書判

美濃国郡上郡之内驚見郷河  
西河東地頭職事、任相傳驚見  
中務少輔入道禅峯可令領  
掌之状如件、

明德元年九月六日

⑱ 驚見加々丸申す、軍忠の事  
伊勢国に御向いの時、御手に属し、阿坂城に於て、同中村口御合戦の時、身命を捨てて忠節せらるる条、御見知の上は御證判賜り候弥、忠勤抽んず言上す。如件。

文和元年（一三五二）十月廿三日

承了 御書判

⑲ 土岐康行御退治の事、在所に馳向い  
忠節致す可之状、仰せに依つて執達件の如し。

明德元年（一三九〇）閏三月六日左衛門佐判（斯波義将 幕府管領）

驚見中務少輔入道殿

⑳ 御書判

美濃国郡上郡の内驚見郷河西河東地頭職の事、  
驚見中務少輔入道禅峯、  
相傳を以つて領掌せしむべくの状如件。

明德元年（一三九〇）九月六日

⑲ 鷺見中務少輔入道禪峯申、  
美濃國郡上内鷺見郷河西  
河東地頭職事、申状具如此、早  
逮伊賀彦十郎時明違乱、全禪峯  
執達如件、

明德三年六月三日右京太夫書判  
土岐刑部少輔入道殿

⑳ 北畑少将満雅朝臣對治事、  
不日令發向、属守護人手、可抽  
忠節之由、所被仰下也、仍執達  
如件、

應永廿二年四月十六日沙弥書判  
鷺見中務入道殿

㉑ 芥見莊長山彦五郎以御判紙永賜之  
本主山川判官返賜之  
井深莊石村 本主但島前司返賜  
鷺見郷河西 糟屋弥六本主加々丸

⑲ (足利將軍家御教書)  
鷺見中務少輔入道禪峯申す。

美濃國郡上内鷺見郷河西河東地頭職の事、申状を具え、此の如く、早く伊  
賀彦十郎時明の違乱を禪峯全逮け、仍つて執達件の如し。

明德三年(二三九二)六月三日 右京太夫書判(細川頼元 幕府管領)  
土岐刑部少輔入道殿(土岐頼忠)

⑳ 北畑少将満雅朝臣討治の事、  
不日向かい發せしめ、守護人の手に属し、忠節抽可の由、仰下されると  
ころ也。仍つて執達件の如し。

應永二十二年(一四一五)四月十六日 沙弥書判  
鷺見中務入道(鷺見氏保)殿  
(細川道観満元 幕府管領)

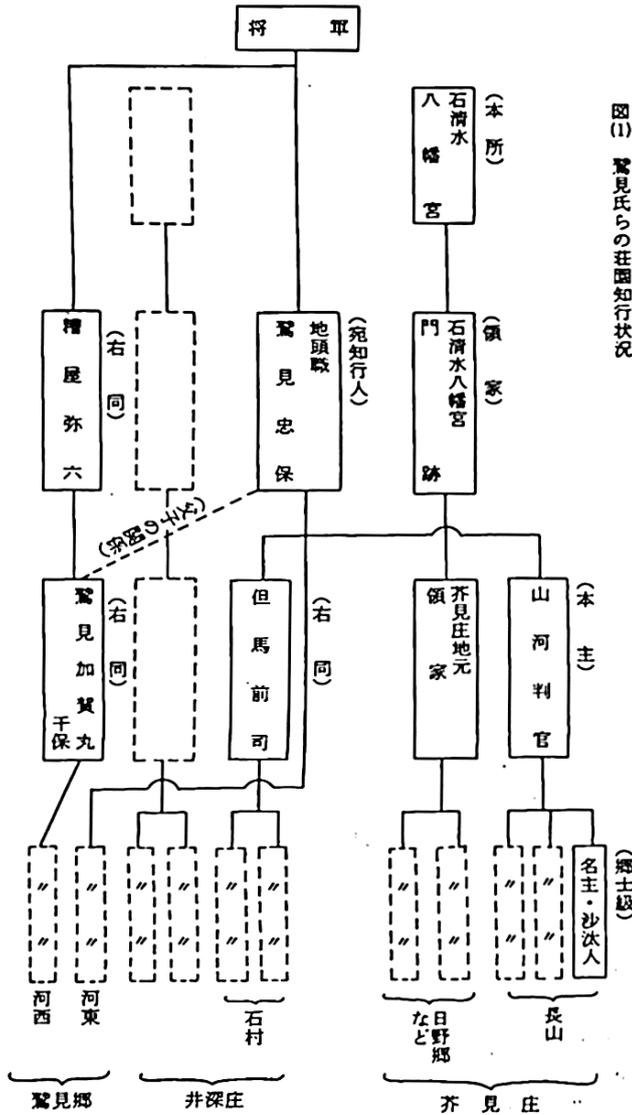
㉑ 芥見莊長山彦五郎(氏保)御判紙を以て永く之を賜う  
本主山川判官之を返し賜う  
井深莊石村 本主但島前司返し賜う  
鷺見郷河西 糟屋弥六本主加賀丸

この文書の翻刻は「高鷲古文書読み会」が行った。読み下しについては、「鷲見家史跡」「岐阜県史」「高鷲村史」も参考にしている。

◎考察

この足利將軍よりの感状は、鷲見氏保がまとめたものと思われる。最後の長山彦五郎が氏保であろう。とすると芥見庄の長山を名字にしていたということは、芥見庄の地頭だった可能性もある。長山彦五郎については大和

図(1) 鷲見氏らの荘園知行状況



(注) ① 石清水八幡宮門跡領については、石清水菊小路家藏文書「岐阜県史による。鷲見の知行替えて、この知行系統図は始終変わるものである。

村史には次のように書いてある。

「芥見八幡神社の宮司宮本家に伝わる鷲見氏系図には鷲見氏保のことを長山彦五郎と書いてある。郡上に伝わる系図には郡上中務彦五郎と書いてある。当時地名を名字にしていたことを考えると、郡上では郡上彦五郎と名乗り、芥見では長山彦五郎と名乗っていた可能性はある。」

さらに、131頁下の汾陽寺宛の直重書状の中に岩村郷とあり(これは岐阜市山県岩にあたる)汾陽寺の書状には直重はその代官と書いてある。(岐阜県史) 31頁⑰の「関東下知状」には鷲見郷とも芥見荘とも書いてないが、小島三郎が岩滝郷なので、芥見荘への慥妨が自然だと思われる。とするとこれらの軍

忠状には「鷲見郷」としか書かれていないことが気になる。

注『岐阜県史 史料編 古代・中世』岐阜県、昭和四十四年(一九六九)三月、七六三頁上、  
 『三』長善寺文書 ○郡上郡高鷲村」に、長善寺文書、表紙ニ「從足利將軍鷲見氏代々江感状寫」トアル一冊ニ収メラレテアリ、  
 コノ文書ハ、所謂「鷲見家譜」ト呼バレテイルモノニシテ、「鷲見家譜」ハ、山縣郡高富町鷲見八千代氏・名古屋市西区山田町鷲見英保氏ニモアリ、イマ、長善寺文書ニ據リテ採ル、マタ、東京大學史料編纂所影寫本「鷲見文書」(大正十二年、所藏者不詳)モ、同系統ノ書ナリト雖モ、若干ノ異同アリ、ナホ、コノ文書疑義アリト雖モ、参考ノタメココノ掲グ、』とある。

参考の為の年号表です。横に見ていってください。

		鷺見郷(氏)に関する年号表					高鷺村史・八幡町史による			
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1160	永暦 <small>鷺見城?</small>	応保		長寛		永万	仁安			嘉応
70		承安				安元	鮎走文書	治承	治承・寿永の乱	
80		養和 <small>清盛死</small>	寿永	鎌倉幕府	元暦	文治 <small>守護・地頭</small>	一壇ノ浦			義経死
90	建久		頼朝征夷大將軍	曾我兄弟						正治 <small>頼朝死</small>
1200		建仁	重保死	関東下知状①	元久 <small>頼保死</small>	一頼家死	建永	承元		
10		建暦		建保						承久 <small>実朝死</small>
20		承久の乱①	貞応		元仁	嘉祿		安貞		寛喜
30			貞永 <small>家保死</small>	天福	文暦	嘉禎			暦仁	延応
40	仁治			寛元			宝治			建長
50		芥見庄(大鑑)		鷺見城(大鑑)			康元	正嘉		正元
60	文応	弘長			文永					
70					文永の役	建治			弘安	
80		弘安の役							保吉諸保大番役②	正応
90				永仁						正安
1300			乾元	嘉元			徳治		延慶	
10		応長	正和					文保		元応
20		元亨			正中		嘉暦			元徳
30		元弘	(正慶)	御家人忠保③ ④幕府滅ぶ	建武		延元 <small>忠保活躍 ⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪</small>	忠保地頭①	(暦応) 青野ヶ原	頼貞死
40	興国		(康永) <small>頼遠死</small>	忠保死 保憲阿千葉へ		(貞和)	正平			
50	(観応)⑫	保憲×加賀丸 直義死⑬⑭⑮	(文和) <small>⑬⑭⑮</small>				(延文)		尊氏死	
60		(康安)	(貞治)						(応安)	
70	建徳		文中			天授(永和)				(康暦)
80	(永徳)	弘和			元中(至徳)			(嘉慶) <small>保憲死</small>	頼康死	(興応)
90	明德) <small>禅峯地頭⑱⑲</small>		禅峯×伊賀⑲		応永					
1400	氏保×安東⑳								義満死	赤谷山城
10						北畠の乱氏保㉑ 加賀丸(禅峯)死				
20									正長	永享
30										
40		嘉吉 <small>益之死</small>			文安 <small>氏保死</small>					宝徳
50			享徳			康正	常祿関東へ	長祿		
60	寛正						文正	応仁	篠脇城落城 北野城	文明
70		蓮如吉崎・古今伝授							一向一揆	延徳
80					常祿死			長享		蓮如死
90	義政死		明応		行保死・保兼					
1500		文亀			永正					
10	保重死							保定死		
20		大永							享祿	
30			天文							三木侵入
40	朝倉来攻	貞保死	東殿山城?					土岐氏追放		
50						弘治	道三死		永祿	東殿山の戦い
60			盛数死		八幡城の変	義輝死		井ノ口一岐阜		三木侵入
70	元亀 <small>姉川の戦</small>		信玄死	天正		金森越前攻撃 金森飛騨征伐 天正大地震				
80			信長死						稲葉氏	
90			文祿 <small>の役</small>	太閤檢地			慶長	慶長の役	秀吉死	
1600	八幡城の戦い			江戸幕府						
10					冬の陣	元和 <small>夏の陣</small>	元和郷帳・家康死			
20					寛永					
30			慶隆死							
40					正保				慶安	
50		家光死	承応			明暦			万治	
60		寛文								
70		五人塚作成		延宝			常友死			
80		天和			貞享				元祿	
90			井上氏					金森氏		

( )は北朝。太字は双方兼ねる。丸数字は「足利将軍よりの感状写」の順番 アルファベットは鷺見家譜。